

今月のピックアップ

～「突沸」にご注意ください～

電子レンジやガスコンロなどで飲み物や食べ物を加熱する際に、突然沸騰する「突沸」が起きる事故が発生しています。

突沸は、液体の温度が沸点に達した後も沸騰せずに過加熱状態になり、振動などの刺激が加わることで急激に沸騰する現象で、電子レンジで加熱した湯にインスタントコーヒーを入れたときや、みそ汁やカレーなどトロみのある食品をガスコンロでかき混ぜないまま再加熱したときなどに起こることが確認されています。

火力を弱めにしたり、加熱しすぎたりしないよう、以下の点を参考に、十分注意してください。

◆突沸による事故の防止について

(1) IHコンロ、ガスコンロなどによる加熱

- ・飲み物(コーヒー、茶、酒、水など)を加熱するときは火力を弱めにして加熱してください。
- ・みそ汁、トロみのある食品(カレーやシチューなど)を加熱するときは火力を弱めにして、よくかき混ぜながら加熱してください。急に加熱すると突沸して火傷をするおそれがあります。

(2) 電子レンジによる加熱

- ・飲み物(コーヒー、茶、酒、水など)、みそ汁、トロみのある食品(カレーやシチューなど)は加熱しすぎないように設定時間を控えめにしてください。特に再加熱するときは、加熱しすぎるおそれがあります。
- ・加熱しすぎた場合は、少し時間(2分以上)を経てから庫内から取り出してください。

◇平成21年8月の重大製品事故公表情報(経済産業省)

[単位:件]

ガス機器・石油機器に関する事故	ガス機器・石油機器以外の製品に関する製品起因が疑われる事故					その他の主な製品の内訳
	扇風機	エアコン	エアコン(室外機)	その他		
11	45	8	4	4	29	・電気洗濯乾燥機 ・食器乾燥機 ・電気冷蔵庫 ・テレビ(ブラウン管) ・照明器具 ・電子レンジ ・除湿器 ・延長コード ・自転車 ・折りたたみ椅子 ・ミシン ・花火

※ 詳細な情報は、経済産業省のホームページ「製品安全ガイド」をご覧ください。

(http://www.meti.go.jp/product_safety/index.html)

消費者庁が発足しました。

9月1日に、消費者庁が発足しました。消費者庁では、消費生活用製品安全法を含む消費者に身近な31の法律を所管し、製品事故や食品の産地偽装、悪質商法など、各省庁にまたがる消費者を取り巻く問題、直接的に規制する法令がない「すき間事案」に消費者行政の司令塔として一元的に対応します。

製品の事故情報に関しては、消費者庁発足と同時に施行された消費者安全法に基づき、関係機関から事故情報を一元的に集約し、その分析・原因究明等を行い、被害の発生・拡大防止を図ります。

詳細な情報は消費者庁のホームページをご覧ください。

『消費者庁ホームページ : <http://www.caa.go.jp/>』

【発行】長野県 企画部 消費生活室

電話:026-223-6770

ホームページ:<http://www.pref.nagano.jp/kikaku/seikatsu/jyuhou/index.htm>